

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

[2025.3.6時点]

9. 段階的な引上げについて

No.	質問	回答	備考																
1	対象期間中に月をまたいで段階的に引上げを行った場合、対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>対象となります。</p> <p>ただし、申請の際に提出が必要な賃金台帳は下記の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前月分として…給与算定期間がR6.9/1～30 ・賃上げ月分として…給与算定期間がR7.3/1～31 ・補助資料として…給与算定期間がR6.10/1～31 <p>※引上げ月の前月の賃金台帳を原則としているので、例外的な提出資料を認めている事例については、当該事由を確認するために書類の提出が必要となります。。</p>	<p>一度目の引上げ 二度目の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃上げ時期</th> <th>R6.9</th> <th>～</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>～</th> <th>R7.3</th> <th>～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低賃金</td> <td>893円</td> <td></td> <td>952円</td> <td>953円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 893円 の金額はその時点での時給額 ・ 952円 で囲まれた期間の時給額を、前月の時給額として計算 ・ 953円 で囲まれた期間の時給額を、賃上げ月の時給額として計算 	賃上げ時期	R6.9	～	9	10	～	R7.3	～	最低賃金	893円		952円	953円			
賃上げ時期	R6.9	～	9	10	～	R7.3	～												
最低賃金	893円		952円	953円															
2	対象期間外の月をまたいで段階的に引上げを行った場合、対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>対象外となります。</p> <p>1度目の引上げが対象期間外である令和6年9月以前のため、本支援金においては段階的な賃上げと認められません。</p> <p>※例の場合、ここからさらに50円以上の賃上げを行えば対象となります。</p>	<p>一度目の引上げ 二度目の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃上げ時期</th> <th>R6.3</th> <th>～</th> <th>4</th> <th>10</th> <th>～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低賃金</td> <td>893円</td> <td></td> <td>943円 (定期昇給)</td> <td>953円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 893円 の金額はその時点での時給額 	賃上げ時期	R6.3	～	4	10	～	最低賃金	893円		943円 (定期昇給)	953円					
賃上げ時期	R6.3	～	4	10	～														
最低賃金	893円		943円 (定期昇給)	953円															